

「事業所の送迎バスを活用した高齢者外出支援事業」利用手引き

本事業は、事業所利用者の送迎用として運行している送迎バスを事業所の好意による社会貢献として活用させていただく事業ですので、円滑な運行にご協力ください。

1. 利用対象者

- (1) 市内在住の 65 歳以上で、1 人で乗降できる方。
- (2) 本事業実施要領を遵守できる方。

2. 利用手続きについて（※ 季美の森整形外科にご用のある方は、手続き不要です。）

- (1) 添付されている「事業所の送迎バスを活用した高齢者外出支援事業利用申請書 兼同意書」に必要事項を記入し、「パスカード」の交付申請を大網白里市高齢者支援課で行ってください。（郵送可）
- (2) 「パスカード」は、後日郵送いたします。なお、発送まで 1 週間程度かかる場合があります。
- (3) ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください（事業所への直接のお問い合わせはご遠慮ください）。

＜お問い合わせ先＞

大網白里市高齢者支援課 高齢者支援班

住 所 〒299-3292 大網白里市大網 1 1 5 番地 2

電 話 0 4 7 5 - 7 0 - 0 3 3 2

E-mail korei@city.oamishirasato.lg.jp

U R L <https://www.city.oamishirasato.lg.jp/>

3. 利用上の注意事項

- (1) 一部の区間を除き、いずれの場所でも乗車できますので、予定通過時刻の 5 分前には乗車場所でお待ちください。※ 民間バス路線（通称：大網街道）での乗降はできません。
- (2) バスが近づいたら、手をあげてお知らせください。
- (3) 乗車するときに、「パスカード」を運転手に提示し、降車場所を伝えてください。
- (4) 乗車中は、運転手の指示に従い、シートベルトを着用するなど、安全な乗車に

心がけてください。

- (5) 空席状況や運行時間の遅延により乗車できない場合がありますので、ご了承ください。
- (6) 運行時刻は事業所の業務に合わせて設定されたものであり、時間にずれが生じる場合があります。
- (7) 個人での利用に限り、団体での利用はできません。
- (8) 自らの不注意による事故は、責任を負いませんので、ご了承願います。

4. 利用に際して

- (1) 「事業所の送迎バスを活用した支援事業利用パスカード」の交付を受けた日をもって利用開始日といたします。
- (2) 交通事情等により、遅延または運休が生じる場合がございます。
- (3) 事業所の事情で本事業が継続困難となり、中止する場合があります。
- (4) 本事業は、事業所利用者の送迎用として運行している送迎バスを、事業所のご協力により運営されていることを十分ご理解のうえ、ご利用ください。

5. 季美の森整形外科送迎バス

(1) 運行車輛

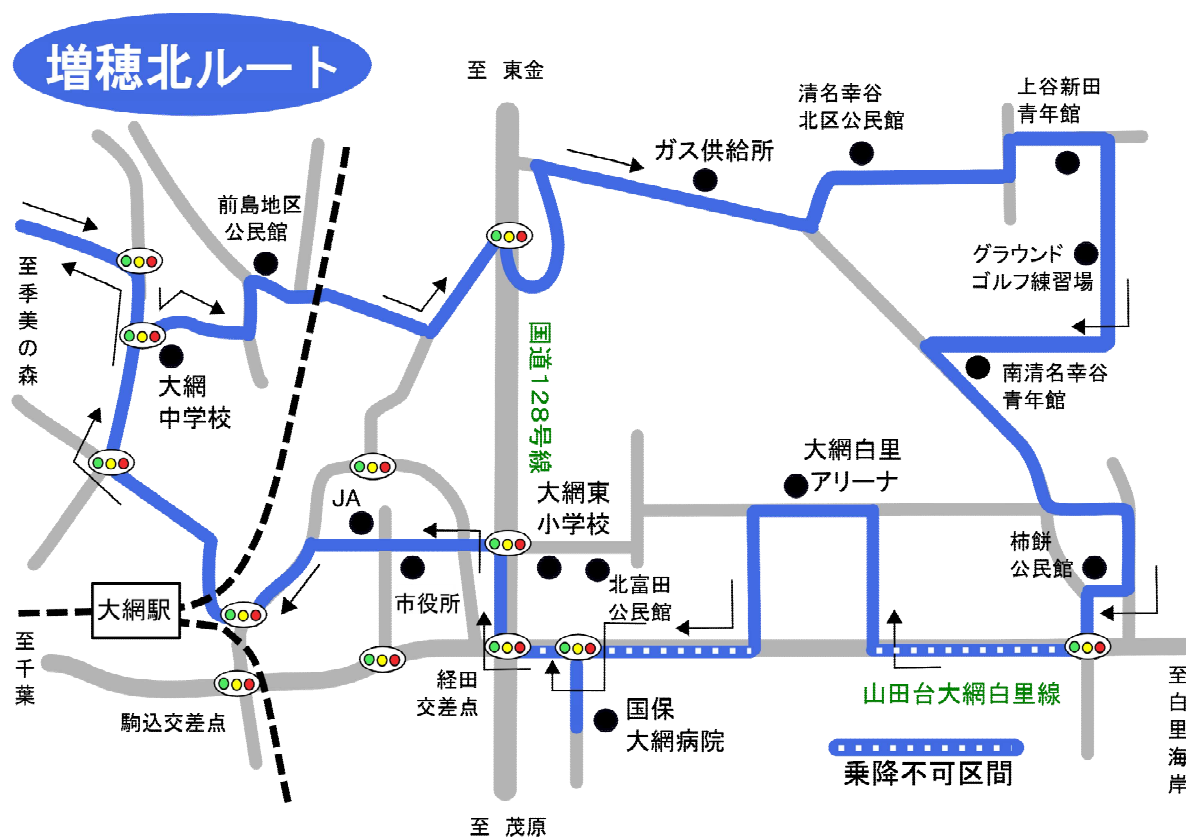


(2) 時刻表 (令和7年9月21日改正)

①増穂北ルート

季美の森整形外科	8 : 3 0	1 1 : 3 0
前島	8 : 4 0	1 1 : 4 0
新堀	8 : 4 2	1 1 : 4 2
清名幸谷北区	8 : 4 5	1 1 : 4 5
上谷新田	8 : 4 8	1 1 : 4 8
南清名幸谷	8 : 5 1	1 1 : 5 1
柿餅	8 : 5 5	1 1 : 5 5
大網白里アリーナ	8 : 5 8	1 1 : 5 8
国保大網病院	9 : 0 3	1 2 : 0 3
大網白里市役所	9 : 1 0	1 2 : 1 0
J R大網駅	9 : 1 3	1 2 : 1 3
季美の森整形外科	9 : 2 5	1 2 : 2 5

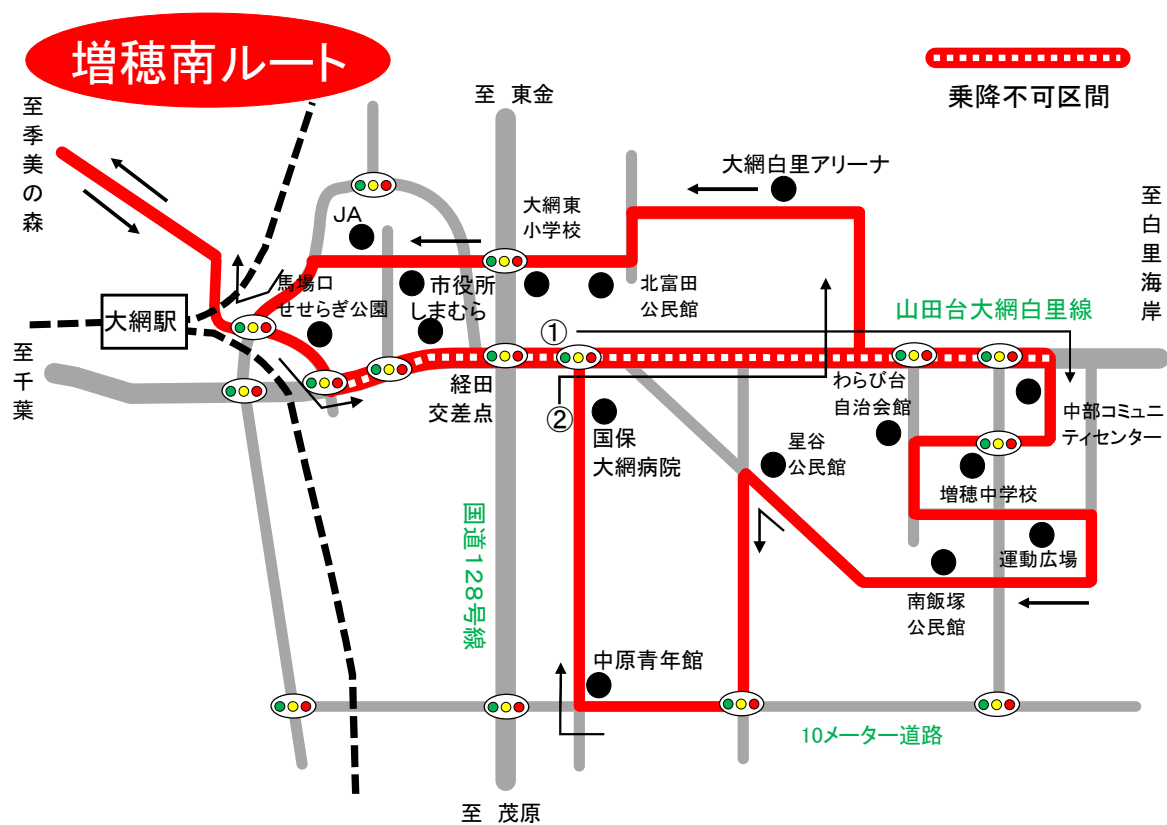
※運休日…日曜日、年末年始(12月30日～1月3日)



②増穂南ルート

季美の森整形外科	9 : 4 0	1 2 : 4 0
馬場口せせらぎ公園	9 : 5 3	1 2 : 5 3
しまむら	降車のみ可	降車のみ可
中部コミュニティセンター前	1 0 : 0 0	1 3 : 0 0
わらび台	1 0 : 0 2	1 3 : 0 2
南飯塚	1 0 : 0 8	1 3 : 0 8
星谷	1 0 : 1 0	1 3 : 1 0
南横川	1 0 : 1 2	1 3 : 1 2
中原	1 0 : 1 5	1 3 : 1 5
国保大網病院	1 0 : 2 0	1 3 : 2 0
大網白里アリーナ	1 0 : 2 5	1 3 : 2 5
大網白里市役所	1 0 : 3 2	1 3 : 3 2
J R 大網駅	1 0 : 3 5	1 3 : 3 5
季美の森整形外科	1 0 : 4 7	1 3 : 4 7

※運休日・・・日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）



＜記入例＞

事業所の送迎バスを活用した高齢者外出支援事業利用申請書兼同意書

令和 7 年 4 月 1 日

大網白里市長 様

申請日を記入してください

事業所の送迎バスを活用した高齢者外出支援事業の利用をしたいので、下記の事項に同意してパスカードの交付を申請します。

ご利用は満65歳以上です

申 請 者	ふりがな おおあみ たろう 氏 名 大網 太郎	☐ 明治 ☐ 大正 2 3 年 1 月 1 日生 ☒ 昭和 (満 6 5 歳)
	住 所 〒299-3264 大網白里市 柿餅 2 6 - 1	
	電 話 0 4 7 5 (7 3) 3 3 3 7	
緊急連絡先	氏 名 大網 次郎	続 柄 長男
	住 所 南今泉 1 0 8 8 - 1	電 話 (7 7) 2 1 5 0
主な利用目的	通院、買い物など	
主な利用ルート	増穂北ルート	

必ずご記入ください

ルート図を参照にご記入ください

記入したルート以外の利用も可能です 記

本事業は、事業所利用者の送迎用として運行している送迎バスを、事業所の厚意による社会貢献として活用させていただく事業です。このことを理解し、本事業を円滑に進めるため以下の全ての内容に同意します。

- 1 送迎バスに乗車中は、運転手の指示に従い安全な乗車に努めること。
- 2 空席状況や運行時間の遅延により乗車できない場合があること。
- 3 運行時刻は事業所の業務に合わせて設定されたものであり、時間にずれが生じる場合があること。
- 4 利用に当たっては、個人での利用に限り、団体での利用はしないこと。
- 5 自らの不注意による事故は、運転手及び事業所に対してその責任を問わないこと。
- 6 市長が、利用申請書兼同意書に記載された住所、氏名、年齢、電話番号及び緊急連絡先を外出支援事業の円滑な運行のため事業所に提供すること。

事業所の送迎バスを活用した高齢者外出支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、事業所が運行する送迎バスの空席を活用して、高齢者に対して外出の支援を行うことを目的とする。

(利用対象者)

第2条 事業所の送迎バスを活用した高齢者外出支援事業（以下「外出支援事業」という。）の利用対象者は、大網白里市に居住し、満65歳以上で1人で送迎バスへの乗降が可能であるものとする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業所は、外出支援事業の目的を理解し、事業所の運営に支障がない範囲内で外出支援事業の利用者を無償で運送する。
- (2) 市は、事業所に対して外出支援事業の運営に必要な支援を行う。
- (3) 外出支援事業の運行路線、運行日及び運行時間は、事業所の運営に支障がない範囲内で、事業所が別に定めるものとする。

(協定の締結)

第4条 市は、外出支援事業実施にあたり、協力事業所と協定を締結する。

(利用申請)

第5条 外出支援事業の利用を希望する者は、事業所の送迎バスを活用した高齢者等外出支援事業利用申請書兼同意書（別記第1号様式。以下「利用申請書兼同意書」という。）を市長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第6条 市長は、前条に規定する利用申請書兼同意書を受理したときは、速やかに審査し、利用の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により利用の決定をしたときは、申請者に事業所の送迎バスを活用した高齢者等外出支援事業利用パスカード（別記第2号様式。以下「パスカード」という。）を交付し、利用却下を決定したときは、事業所の送迎バスを活用した高齢者等外出支援事業利用却下通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

(利用者の遵守事項)

第7条 前条第2項の規定によりパスカードを交付された者（以下「利用者」という。）は、利用申請書兼同意書で同意した事項を遵守しなければならない。

(パスカードの提示)

第8条 利用者は、乗車時にパスカードの提示を行わなければならない。

(利用時の事故等)

第9条 送迎バス運行中に発生した事故について運転手及び事業所の責に帰すべき事由がない場合は、利用者が一切の責任を負うものとする。

(譲渡等の禁止)

第 10 条 利用者は、パスカードを他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（資格の喪失）

第 11 条 利用者が、第 2 条に規定する要件を満たさなくなったときは、外出支援事業を利用する資格を喪失する。

（パスカードの返還）

第 12 条 利用者が、前条の規定に該当することとなったときは、速やかにパスカードを返還しなければならない。

（委任）

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

別記 省略